

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県消防事務担当吏員服制規程
- ◇告示 建築区域の指定
- 建築区域の指定
- 医療機関の指定
- 耕地整理組合の解散
- ◇教育委員会告示
- 人文科学学芸員又は自然科学学芸員の資格認定について

訓令

鳥取県訓令第十六号

序 中 一 般
各 地 方 事 務 所

鳥取県消防事務担当吏員服制規程を次のように定める。

昭和四年四月十七日第三種郵便物認可

昭和二十七年八月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県消防事務担当吏員服制規程

(目的)

第一條 この規程は、鳥取県消防事務担当吏員（以下「担当吏員」という。）の服制、服装及び貸与する品目（以下「貸与品」という。）について定めることを目的とする。

(服装)

第二條 すべて服装は、担当吏員の表徴であることに深く留意し、常に清潔端正であつて服装をつうじて品位の向上に努めるとともにその保存管理に關しては細心の注意を払わなければならない。

(服制)

第三條 担当吏員の服制は、別表のとおりとする。

(服装の定義)

第四條 担当吏員の服装とは、帽、上衣、ズボン、職員章、ワイシャツ、ネクタイ及び靴を着用することをい

5.
 - 2 前項の規定にかかわらず盛夏に限り盛夏上衣及び盛夏ズボンを着用することができる。この場合開きん、シャツを用いるものとしネクタイは用いない。
- (勤務中の服装)
- 第五條 担当吏員が訓練教養業務に服するときは、前條の服装をなすものとする。
- (制服の着用期間)
- 第六條 制服の着用期間を次のように区分する。
 - 一 冬服 九月十日から翌年七月九日まで、
 - 二 盛夏服 七月十日から九月九日まで、
 - 2 前項の期間は、気候の状況によつて変更することができる。
- (貸与品)
- 第七條 貸与品は、次のとおりとする。
 - 一 帽
 - 二 冬服
 - 三 盛夏服

- 四 職員章
- (貸与品の貸与時期、貸与期間及び修理負担区分)
- 第八條 貸与品は、消防の教養訓練業務に従事することを命ぜられた担当吏員に対しそのつ度貸与する。
 - 2 貸与品の貸与期間は貸与した月から三十六箇月とし月をもつて計算する。
 - 3 貸与期間を経過した後に貸与品の損耗程度を検討し新たに貸与する必要がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず貸与期間を延長することができる。
 - 4 貸与期間中における貸与品の修理は担当吏員の負担とする。
- (貸与品の給与)
- 第九條 貸与期間を経過した貸与品は、帽及び職員章を除き担当吏員に給与する。
- (貸与品の返納及び特別給与)
- 第十條 貸与品は、担当吏員がその職を免ぜられたときは本人から、死亡したときはその遺族からそれぞれ一週間以内に所属長に返納しなければならない。

品目	区分	地質	製	
			前	面
上(冬服)衣	職	黒又は濃紺のサージ	開きん、剣えり、胸部は二重とし、消防章をつけた金色金属製ボタン各三個を二行につける。前面の左に二個、右に一個のポケットをつける。下部左右のポケットには、ふたをつける。形状は図のとおりとする。	金色金属製による別図形状のもの。左胸部につける。
			上部に各職名を記入し、下部に県名を記入する。	
上(盛夏服)衣	袖	灰色の綿布	開きん、(小開き式)地質と似た色のボタン四個を一行につける。ポケットは胸部左右に各一個としてふたをつけボタンでとめる。形状は図のとおりとする。	冬服に使用の職員章と同じものをつける。
			外側の端を肩の縫目に縫い込みえり、側を地質と似た色のぼたん一個でとめる。長袖カフスつきボタンドめとする。	上衣と同様にする。
ズボン(冬服)	式	長ズボンとし、両もも及び右側後方に各一個のポケットをつける。形状は図のとおりとする。	左えり、に県章バツデー一個をつける。幅三〇ミリメートルの黒色しま織線一條をつける。	上衣と同様とする。
			長ズボンとし、両もも及び右側後方に各一個のポケットをつける。形状は図のとおりとする。	
ズボン(盛夏服)	式	長ズボンとし、両もも及び右側後方に各一個のポケットをつける。形状は図のとおりとする。	左えり、に県章バツデー一個をつける。幅三〇ミリメートルの黒色しま織線一條をつける。	上衣と同様とする。
			長ズボンとし、両もも及び右側後方に各一個のポケットをつける。形状は図のとおりとする。	

但し、この場合所属長において適當と認められた場合には、帽及び職員章を除き本人に給与することができる。

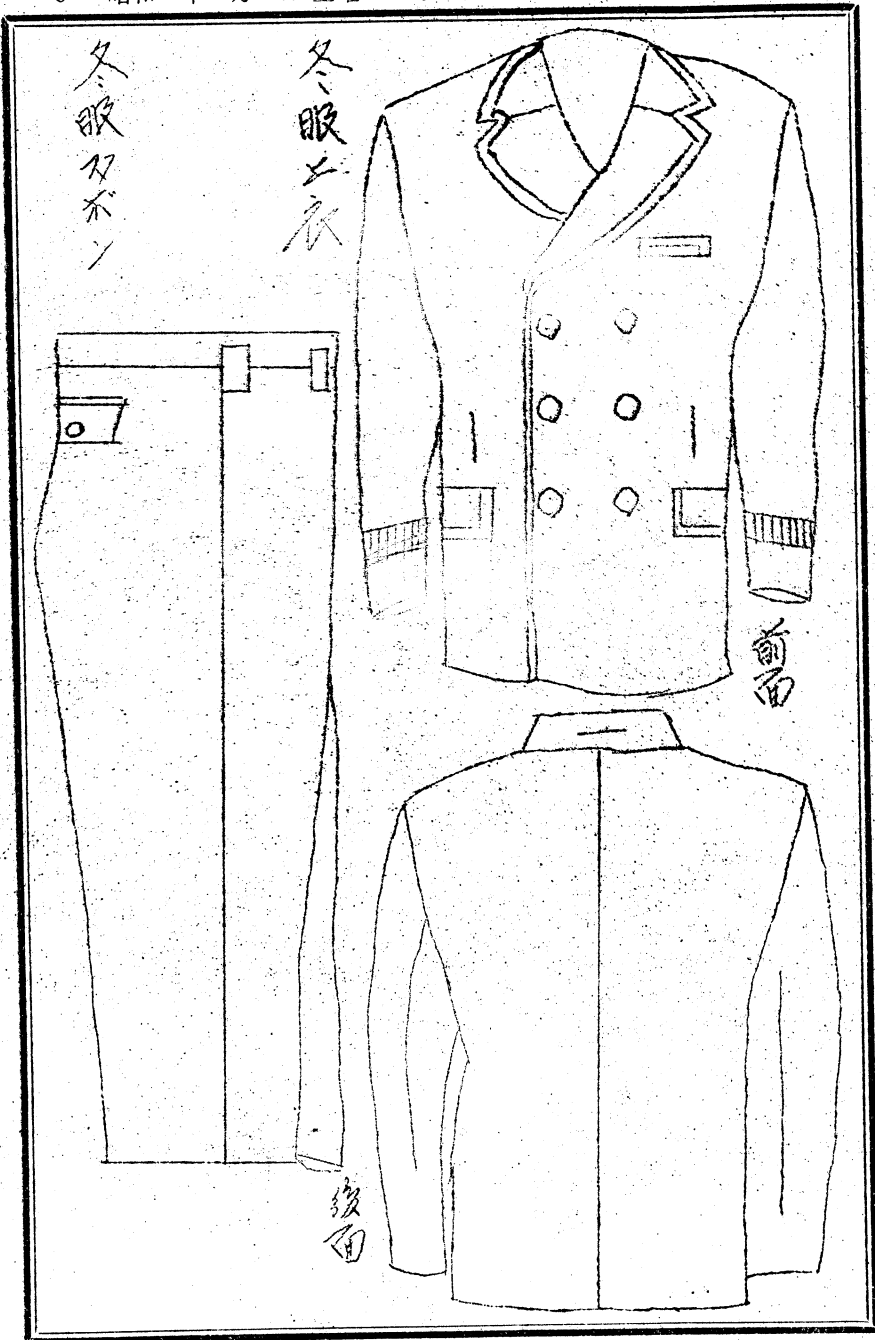
(貸与品の亡失又は破損)

- 第十一條 担当吏員が公務執行に際し、又は避けがたい事由で貸与品を亡失、又ははなはだしく破損した場合、更に貸与品を貸与する。但し、破損の場合には旧品と引き換えるものとする。

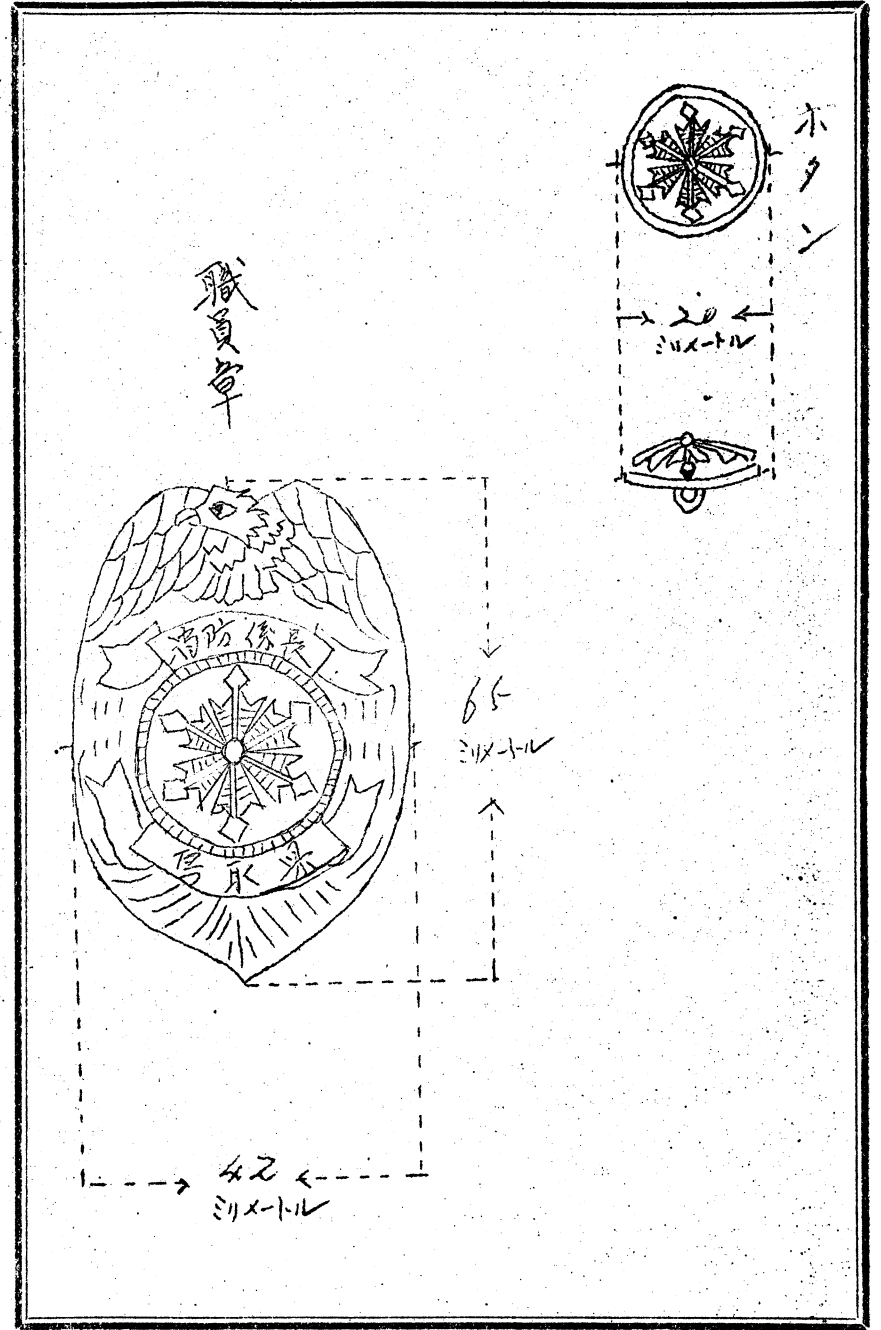
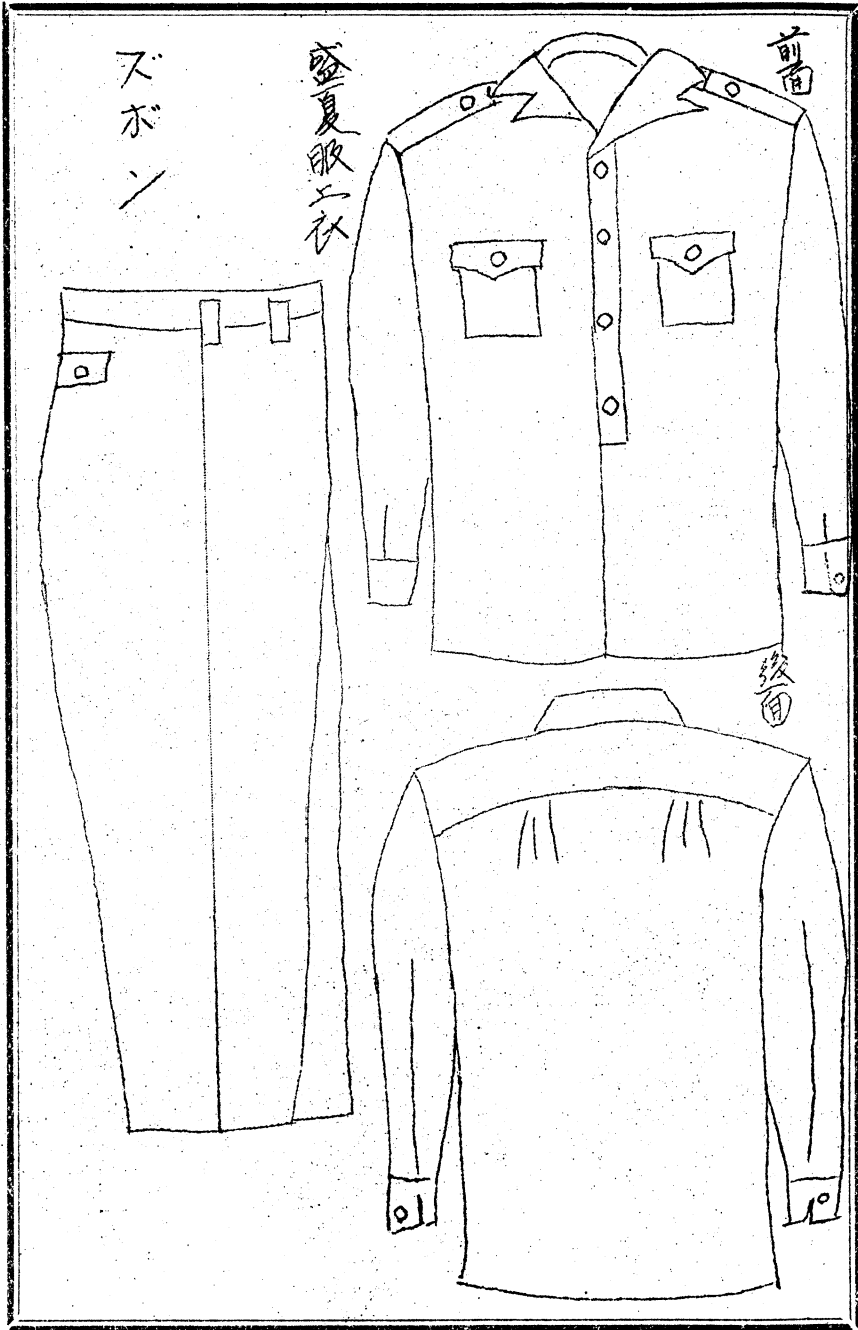
附 則

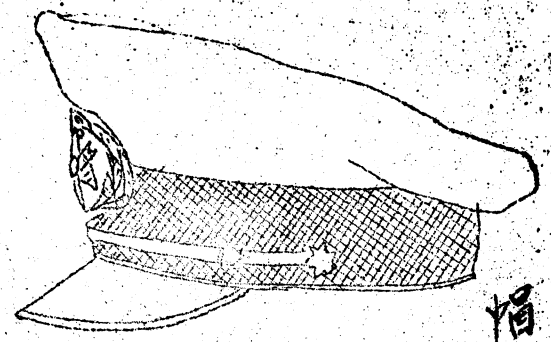
この訓令は、公布の日から施行する。

別表 鳥取県消防事務担当吏員服制

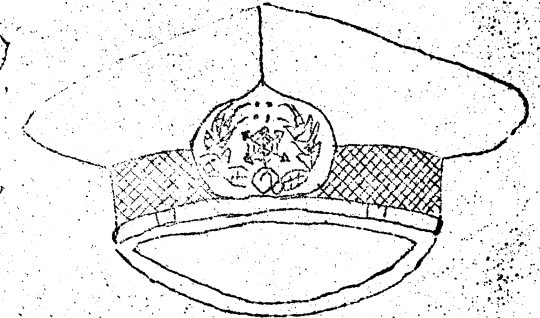


帽		
き、 章	製 式	地 質
銀色金属製消防章をモール製金色桜でつつむ。台地は黒又は濃紺のランシャとする。形状は図のとおりとする。	ボタン各一個でとめる。帽の周囲には黒色斜子縁をつける。夏は、灰色布のおおいをつけることができる。型状及び寸法は図のとおりとする。	黒又は濃紺のランシャ 円型として黒革製前ひ、さし及び黒革製あごひもをつける。あごひも、の両端は帽の両側において消防章をつけた金色

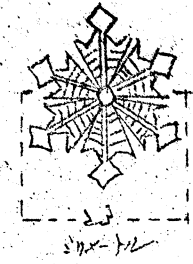




あごもほん



あごもほん



告示

鳥取県告示第三百六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十二條の規定に基く区域を次のように指定した。

昭和二十七年八月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

東伯郡倉吉町のうち一部

その区域を表示した図面は鳥取県庁土木部建築課及び倉吉町役場において縦覧に供する。

鳥取県告示第三百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六條第一項第四号の規定に基く区域を次のように指定した。

昭和二十七年八月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

日野郡江尾町のうち江尾

その区域を表示した図面は鳥取県庁土木部建築課及び江

尾町役場において縦覧に供する。

鳥取県告示第三百七十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條の規定により医療機関を次のとおり指定する。

昭和二十七年八月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名 称 所 在 地 管轄保健所

大久保医院 岩美郡宇倍野村大字麻生八七 鳥取保健所

渡辺 医院 岩美郡倉田村大字国安 同 右

小田村国民健 康保険直営診 療所 岩美郡小田村 同 右

隼村国民直営 診療所 八頭郡隼村大字見機中一七 智頭保健所

鳥取県告示第三百七十四号

東伯郡栄村鉄山耕地整理組合は、目的事項の完成により、昭和二十七年六月二十日解散した。

